

義務教育費国庫負担制度の現行維持に関する意見書

現在、三位一体改革の議論の中で義務教育費国庫負担制度の見直しが焦点化されております。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培い、社会人となるためのセーフティネットであります。教育の全国水準の維持向上や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度であります。

現在、新潟県内では、独自に小学校低学年における少人数学級や小学校3年から中学校3年までの特定教科において少人数指導を実施し、大きな成果をあげております。このように現行制度でも自治体の裁量権は十分保障されており、この施策ができるのも財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度があるからであります。このことから、義務教育費国庫負担制度は必要不可欠なものであり、国民に等しく義務教育を保障するという観点から言っても、このような施策は国の財政負担と責任において行われるべきものであります。

義務教育費を国家が負担している国は学力水準が平均的に高く、児童生徒間の学力のばらつきが少ないという傾向が認められております。逆に、義務教育費を国家が負担していない国では、地方によって教育条件が大きく異なり、学力のばらつきがあることが問題視されております。世界各国では、これを是正するために、義務教育費を国が保障しようとする動きが主流であります。世界に誇る日本の義務教育費国庫負担制度は、児童生徒への学力保障のためにも守らなければなりません。

よって、政府におかれては、これらの事情を考慮され、豊かで行き届いた教育を実現するため、次の事項が実現されるよう、強く要望します。

- 1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するため、義務教育費国庫負担制度を現行維持すること。
- 2 学校事務職員、学校栄養職員、中学校教職員を義務教育費国庫負担制度の対象職員として引き続き堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年7月15日

長岡市議会議長 大地正幸

(あて先)

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣